

令和4年度補正予算中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金
旅費規程に関する変更点リスト

公開日(2023年11月15日)

No.	頁	条・項	初版	11月改訂の旅費規程
1	1	第3条1項	ただし、車を利用した際に2つ以上の事業所所在地にて支援活動を同日に行う場合は、出発地点から最も遠い事業所までの往復を移動距離とし、その基点間の往復の移動距離(km)とする。	ただし、車を利用した際に2つ以上の事業所所在地において、同日に支援活動を行う場合は、出発地点から最も遠い事業所を到着地点とし、出発地点から到着地点までの移動距離(km)を距離とする。
2	1	第5条1項	基点間の距離が200kmを超える場合は、宿泊を認める。	片道が200kmを超える場合は、宿泊を認める。
3	2	第6条1項	日当は、基点間の距離が100kmを超える場合に、出発日から帰着日までの日数に応じて支給する。	日当は、片道が100kmを超える場合に、出発日から帰着日までの日数に応じて支給する。